

平成17年度 第4回 主要課題改革推進委員会

地方公共団体の窓口業務に係る市場 化テスト・民間開放の推進について 当会議からの問題提起

平成17年11月22日

規制改革・民間開放推進会議

地方公共団体の窓口業務に係る市場化テスト・民間開放

※当会議としては、

①個人情報保護

②業務に従事する従業員に関する守秘義務

などに十分配慮しながら、地域住民のニーズが高い以下の事務・事業について、市場化テスト・民間開放を可能とすべきと考える。

所管府省	対象業務・事業
法務省民事局	戸籍法に基づく戸籍謄本等交付の請求の受付及びその引渡し
法務省入国管理局	外国人登録法に基づく登録原票の写し等の交付の請求の受付及びその引渡し
総務省自治税務局	地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し
総務省自治行政局	住民基本台帳法に基づく住民票の写し等の交付の請求の受付及び引渡し
総務省自治行政局	住民基本台帳法に基づく戸籍の附票写しの交付の請求の受付及び引渡し
総務省自治行政局	印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡し

1. 地域住民にとって利用頻度の高い事務・事業が一つのまとまりとなることによる利便性の向上

- ・地域住民の特に利用頻度の高い事業が先の6事務・事業
- ・これらをパッケージ化してワンストップサービスを提供するとともに、民間開放を促進して利用時間の延長、夜間・休日対応の可能性が拡大すれば、住民にとっての利便性は大幅に向上

※足立区〔人口 646,288人(平成17年6月1日現在)〕における各事務・事業の利用頻度
(平成14年度～16年度)

	平成14年度(件)	平成15年度(件)	平成16年度(件)
戸籍謄本・抄本等 証明書交付件数	141,489	140,726	144,039
外国人登録原票 記載事項証明書	18,429	19,362	20,058
住民票発行	520,170	498,181	474,780
納・課税証明書	115,138	118,804	124,948
印鑑証明書発行	314,691	311,038	291,552
合 計	1,109,917	1,088,111	1,055,377

2. 業務量が大きい事務・事業が一つのまとまりとなることによって民間事業者にとってもメリット

- ・利用者の利便性向上に向けた民間ならではの創意工夫の発揮
- ・事業採算性の向上

国と地方公共団体は「車の両輪」

※『お役所仕事改革』を進めていく上で、国と地方公共団体は「車の両輪」

※①率先して国が「市場化テスト」に取り組むと同時に、

②先進的な地方公共団体が「市場化テスト」を円滑に導入できるよう、国が法の特例措置を講じる等、環境整備に努めていくことにより、構造改革は飛躍的に全国に波及。

国と並行して、地方公共団体にいかに市場化テストが浸透していくかが構造改革の鍵

<先進的な地方公共団体の取組み>

北海道	①平成17年7月、庁内に「北海道版市場化テスト研究会」(仮称)を発足 ②平成18年度にもモデル事業を決定し、入札を実施予定。
大阪府	①平成17年6月、「大阪府市場化テストガイドライン」を発表。 ②平成18年度以降、導入を検討。
足立区	①市場化テストを含めた総合的な官民協働のモデルを実施する方針。 ②本年度秋までにビジネスモデルを確定、可能なものは平成18年度から実施する方針。

市場化テスト法制度における地方自治体の位置づけ

1. 規制改革・民間開放推進3か年計画 (H17.3.25 閣議決定)

市場化テストの検討対象は、国（各府省の内部部局、外局、地方支分部局に加え、独立行政法人等を含む。以下同じ。）及び地方公共団体の全ての事業（以下「官業」という。）とする方向で引き続き検討を深めるが、当面は、地方公共団体の事業に先行して、国が率先し、自らの事業を対象とした市場化テストの制度整備を行う。

併せて、国は、先進的な地方公共団体が自発的に市場化テストを導入・実施することを阻害している現行法令の改正等、必要に応じ所要の検討・環境整備を行う。

2. 骨太の方針2005 (H17.6.21 閣議決定)

(2) 公共サービスの効率化を図るため、市場化テストの本格的導入等による官業の徹底的民間開放

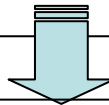
公共サービスの効率化を図るため、市場化テストの本格的導入に向けて、制度の整備を図る。

そのため、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」を踏まえ、第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、公共サービスの質の維持向上・経費の削減等に資するよう、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案」（仮称）を平成17年度中に国会に提出するべく、速やかに準備する。その際、以下の点に留意する。

①競争条件の均一化を図るため、中立的な第三者機関により、対象となる官業の徹底した情報開示や実施プロセスの監視等を行う。

②地方公共団体における導入を円滑化するため、導入を阻害している法令の改正等、所要の措置を講じる。

③独立行政法人の業務についても、中期目標の期間の終了時における評価等との連携を含め、導入を適切に進める。



※公共サービスの新たな担い手となる民間事業者に関して、**市場化テストを通じて、地方公共団体が実施してきた事務・事業を担うことができるよう、所要の措置を講じることが必要。**

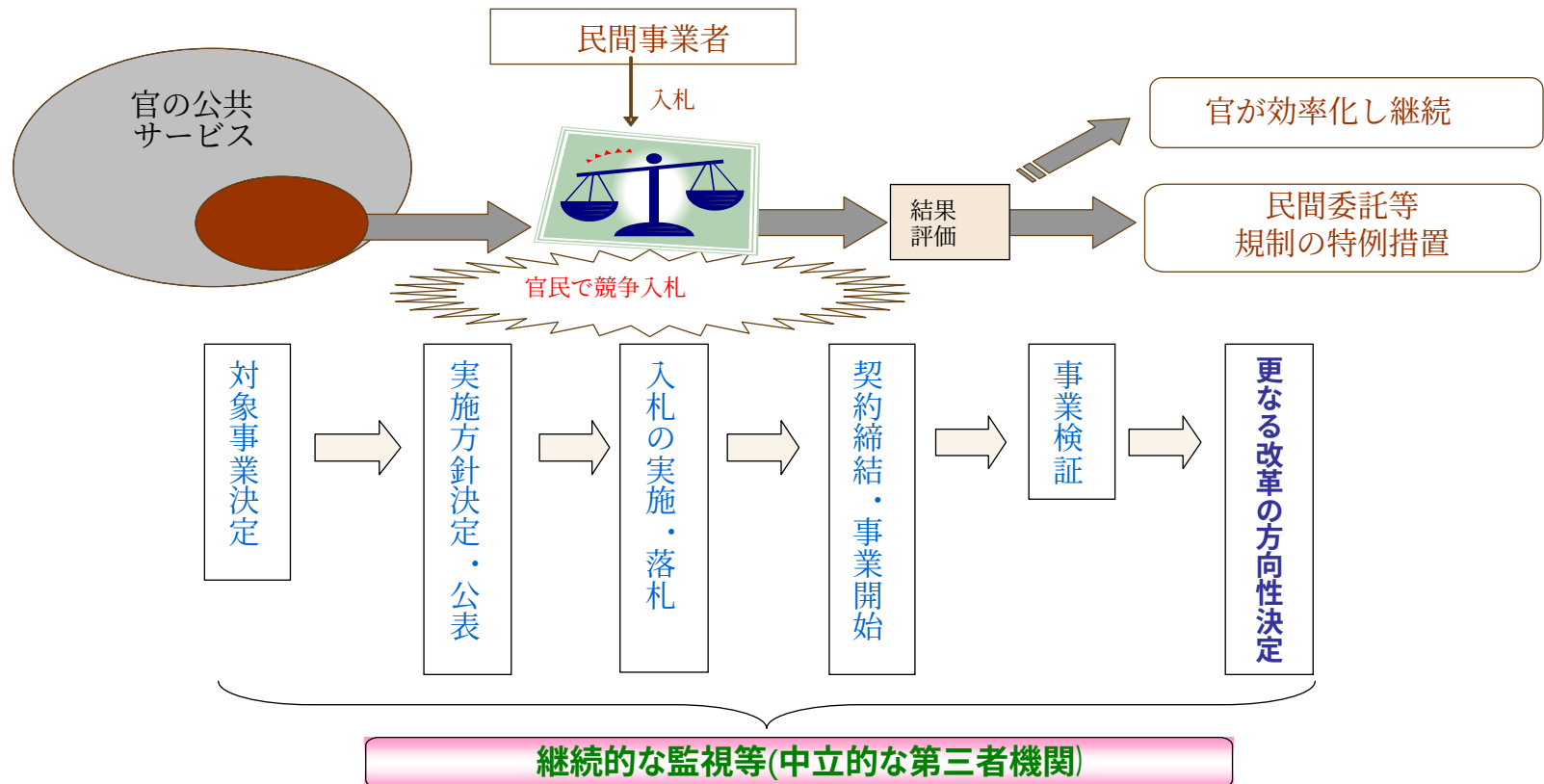
「市場化テスト」とは

＜市場化テストの目的＞

- 公共サービスの質の維持向上
- 公共サービスの経費の削減等
- ※地域産業の活性化にも繋がる

- ・「市場化テスト」は、「民でできるものは民へ」の具体化や公共サービスの質の維持向上・経費の削減等を図るためのツール
- ・官の世界に競争原理を導入し、官における仕事の流れや公共サービスの提供の在り方を変えるもの。
- ・具体的には「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、質・価格の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う制度。
- ・アメリカ、イギリス、オーストラリア等で既に実施済み。

＜市場化テスト：フロー＞



「市場化テスト」の本格的導入に向けた基本方針

○規制改革・民間開放推進3か年計画(H17.3.25 閣議決定)

(2)「市場化テスト」の本格的導入に向けた基本方針

市場化テストの本格的導入に向けて、以下の点を基本方針とし、法的枠組み(「市場化テスト法(仮称)」)も含めた制度の整備を検討する。

① 国の事業についての先行実施

市場化テストの検討対象は、国(各府省の内部部局、外局、地方支分部局に加え、独立行政法人等を含む。以下同じ。)及び地方公共団体の全ての事業(以下「官業」という。)とする方向で引き続き検討を深めるが、当面は、地方公共団体の事業に先行して、国が率先し、自らの事業を対象とした市場化テストの制度整備を行う。

併せて、国は、先進的な地方公共団体が自発的に市場化テストを導入・実施することを阻害している現行法令の改正等、必要に応じ所要の検討・環境整備を行う。

② 民間提案に基づく幅広い対象事業

市場化テストの対象となり得る事業は、全ての官業とする。

対象事業の決定に当たっては、民間事業者等からの提案を、毎年定期的に幅広く受け付け、これらを尊重しつつ、可能な限り幅広い事業を、政府において決定する。

③ 法的枠組みを含めた制度の検討

市場化テストの本格的導入に向け、以下の観点から、法的枠組みを含めた制度の整備を検討する。

ア 関連する規制改革等

市場化テストの対象となる事業に関して、公物管理法やその他業法・管理法に関する規制の存在等により、民間参入が困難な場合もあり、その際は所要の制度改正を行う必要がある場合もある。また、官民間の競争条件の均一化を確保することが必要となる場合もある。

したがって、民間事業者等からの提案に基づき官業の民間開放をより効率的に実現するため、(ア)当該事業の実施を阻害している諸規制の緩和措置や、(イ)官民間の競争条件の均一化措置等を伴う法的枠組みを含めた制度の整備を検討する。

イ 官民競争を前提とした入札制度

現行の入札所手続は、官が民から調達することを念頭に置いており、必ずしも官と民との間の競争を想定しているものではない。官民競争を真に実現するため、政府調達協定を踏まえつつ、現行の入札所手続を規定する法令等について特例措置を設けること等につき、速やかに検討し、市場化テストの本格的導入までに必要な措置を講ずる。

④ 官業に関する情報開示

官民間の競争を真に実現するため、市場化テストの対象となる官業について、民間事業者等が入札への参加を検討するに足る必要十分な情報を透明化し、公開する。

⑤ 競争条件均一化等の確保のための監視機能の整備

官民間の競争条件の均一化等が継続的に確保されるようにするため、透明性・中立性・公正性の観点から、市場化テストの実施プロセスに対し、中立的な第三者機関が監視等を行う。